

4月の保健事業

問い合わせ／保健福祉総合センター ☎581・8500

●乳幼児健康診査

種別	月日(曜日)	受付時間	対象	場所	持参する物
1歳6カ月児健康診査	4月19日(木)	13:30～14:30	平成28年8、9月生	保健福祉総合センター	母子健康手帳、役場からの通知、お子さんの歯ブラシ、3歳児は尿の入ったビニール袋
3歳児健康診査	4月12日(木)	13:30～14:00	平成26年10月生		

●すくすく相談(乳幼児健康相談)

月日(曜日)	受付時間	場所	対象	持参する物
4月25日(水)	9:30～10:30	保健福祉総合センター	乳幼児	母子健康手帳

●健診結果相談会

月日(曜日)	受付時間	場所	対象	持参する物
4月23日(月)	13:30～13:45	保健福祉総合センター	平成29年度に健診を受けた方で結果相談会を利用していない方	健診結果通知、健康手帳(お持ちの方)

※「健康相談」は、4月から「健診結果相談会」として実施します。健診結果の有効活用にお役立てください。

※事前に保健福祉総合センターへお申し込みください。

●こころの健康相談

月日(曜日)	時間	場所	対象
4月18日(水)	13:30～14:30	保健福祉総合センター	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者 ※事前にお申し込みください。

●ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室)

月日(曜日)	時間	対象	場所	内容
4月6日、13日、20日、27日※(各金曜日)	16:00～17:00	町内在住の方	保健福祉総合センター	運動不足解消、介護予防を目的とした軽体操です。運動しやすい服装でお越しください。
4月5日、19日※(各木曜日)	10:00～11:00		総合体育館・アタゴ記念館剣道場	

※1回目がふるさと健康体操、2回目以降が自主活動日となります。

健康 Health is better than wealth ひろば

みんな健康! 元気・いきいき寄居町!

ワンポイント
アドバイス
炊飯器による
乳幼児やけどに注意!

消費者庁の調査によると、電気ポット・ケトルの湯をかぶったり、炊飯器の蒸気に触れたりして、やけどをする子どもが増えています。

特に炊飯器でやけどをした子どもは、過去約6年間で100人以上に上っており、そのうち4歳未満が約8割と、乳幼児が高い割合を占めています。事例では「1歳児が床から高さ70cmの棚にあった炊飯器の蒸気に手を

かざしてやけどした」、「つかまり立ちをしようとして炊飯器の蒸気が出る部分に手を置いてやけどした」、「炊飯ジャーの上に座り、蒸気でお尻をやけどした」など、蒸気や高温部に触れてやけどをしています。

乳幼児は皮膚が大人よりも薄く、重症化する恐れがあります。子どもがやけどの危険性を理解し、適切な行動がとれる能力を身に付けるまでは特に注意が必要です。

炊飯器によるやけどの防止法

①子どもがいる家庭では、炊飯器は子どもの手の届かない場所に置きましょう。

上部の蒸気吹き出し口から最高98℃以上の蒸気が出ており、身体を数秒でもかざすとやけどの危険性があります。吹き出し口の上方10cmでも最高66℃以上の高温となるため、床や低い食器棚ではなく、子どもの手の届かない場所に置いて使用しましょう。

②「蒸気カット式炊飯器」等安全に配慮された製品を選ぶようにしましょう。

事故を未然に防ぐために、炊飯器の買い替えの際には「蒸気カット」、「熱さカット排気」、「蒸気がまったくでない構造」等の機能がある製品を選ぶようにしましょう。

電気ポットや炊飯器によるやけどのイメージ



第3子以降の学校給食費を補助しています!

■問い合わせ
町立学校給食センター ☎581・2139

町では、多子世帯の経済的負担を軽減することにより子育てを推進することを目的に、学校給食費を補助しています。



■対象

3人以上を扶養している保護者とし、年齢の高い順から数えて第3子以降の児童・生徒が該当となります。保護者および該当する第1子以降の子どもは、寄居町に住所を有し、生計を一にしている必要があります。

■次のいずれかに該当するときは対象になりません。

- ①『生活保護法』に規定する教育扶助の交付を受けている
- ②就学援助制度により、学校給食費の支給を受けている
- ③『特別支援学校への就学奨励に関する法律』の規定により、学校給食費の支給を受けている
- ④学校給食費に未納がある
- ⑤他市町村の制度により、学校給食費の補助等を受けている
- ⑥生活実態が認められない

年金特報

Q.国民年金のメリットは?

A.大きく3つあります。

①老後を支える終身保障

老齢基礎年金は、一生涯の保障として老後の生活をサポートします。保険料の納付期間が長いほど老後に受け取る年金額も多くなります。

②不測の事態に備える保険としての年金

国民年金(第1号)加入者が病気やけがで障害が残ったときは、その程度に応じて障害基礎年金が支給されます。また、死亡したときは、納付状況や遺族との生計維持関係などにより、遺族基礎年金や死亡一時金等が支給されます。

※国民年金保険料の未納があると、障害・遺族基礎年金等の受給ができなくなります。納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度をご利用ください。

③税金の負担が軽減

納めた国民年金保険料は、全額「社会保険料控除」の対象となります。

■補助金限度額(年額)

小学1年生	43,290円
小学2～6年生	44,000円
中学1、2年生	55,000円
中学3年生	53,230円

※小学1年生と中学3年生の給食費の年額は、年度により変更となる場合があります。

■申請手続等

①町立小・中学校に在籍している児童・生徒

4月上旬に各学校から申請書が配布されますので、4月中旬までに該当する児童・生徒が所属する学校へ提出してください。

②町立小・中学校以外に在籍している児童・生徒

申請書を学校給食センターへ提出してください。申請書は、学校給食センターと教育総務課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

※昨年度対象であった方も、再度申請する必要があります。

年金についてあなたの疑問にお答えします!

Q.日本の公的年金制度の仕組みは?

A.納めた保険料を積み立てて老後に年金として支給される制度ではありません。

現役世代の納める保険料が今の高齢世代の生活を支え、現役世代が高齢者になったときは次の世代が納める保険料で生活を支える「世代と世代の支えあい(世代間扶養)」を基本に運営されています。

Q.年金手帳を紛失したときは?

A.再交付が受けられます。

国民年金(第1号)に加入している方は、熊谷年金事務所、または寄居町役場で年金手帳再交付申請書を提出後、約1カ月後に申請者の住所地に郵送されます。至急、再交付を希望する場合は、熊谷年金事務所の窓口へ申請してください。いずれの場合も、身分証明書等をご持参ください。

■問い合わせ／熊谷年金事務所 ☎522・5012、町民課 ☎581・2121内線111・112